

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	おおさかふ のせちよう	ふりがな	とうごうちくかつせいかけいかく
計画主体名	大阪府 能勢町	活性化計画名	東郷地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和6年度 ~ 令和9年度 令和6年度 ~ 令和9年度	総事業費 (交付金)	38,550千円 (19,211千円)
活性化計画目標	直売所での売上額増加 地元産物を使用した加工品の開発 交流人口の増加	事業活用活性化計画目標	① 直売所での売上額の増加 30,014千円 ② 加工品の開発 8品目 ③ 来場者数 (交流人口) の増加 11,000人

計画主体 確認の日付	令和 6 年 2 月 15 日	農林水産省 確認の日付	令和 6 年 2 月 15 日
------------	-----------------	-------------	-----------------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○	○	活性化計画は、地元農産物、農産物を使用した加工品での販売額の増加、地域資源を活かした交流人口の増加を目標としており、法律及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○	○	事業活用活性化計画目標は、「農林水産物等の販売・加工促進」、評価指標は「地域産物の販売額の増加、加工品の開発、交流人口の増加」としており、妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画の目標「直売所での販売額の増加」「新商品の開発」「来場者数の増加」に対し事業活性化計画目標は、「農林水産物等の販売・加工促進」で「地域産物の販売額の増加」「交流人口の増

				加)「農産物を加工した新商品開発」を評価指標としており、整合性が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	実施していない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	能勢町総合計画では、分野別計画「地域経済の活性化 食・農業・農村資源の高付加価値化」における施策の方向性として「地域に見合った6次産業化や商工業との連携による農産品の加工等を通じて農林資源の高付加価値を推進」「農山村の自然や文化、人との交流や農業イベントを通じた交流型農業事業により地域外の方との継続的な交流会の創出に努める」を掲げており、本事業は、関連施策と連携、配慮、調和等が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	地元農業者で構成されている農事組合法人能勢けやきの里役員との話し合いによって計画（案）を策定し、組合総会により合意を得た。また、当該地区内にある7区の区長とも意見交換を行い計画に賛同を得た。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○	○	計画策定から女性が参画されており、女性からの意見や提案を受け計画を策定している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	事業主体である能勢町と計画地域の住民組織である農事組合法人能勢けやきの里が一体となり事業推進にあたっている。また、事業実施計画を策定するにあたり能勢町商工会が支援するなど関係機関と連携し、事業の推進体制が確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	活性化計画及び活性化計画の目標は、「直売所での販売額の増加」「新商品の開発」「交流人口の増加」に対して、事業内容は、「地域連携販売力強化施設」の整備であることから整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—	—	該当なし。

1-7	計画期間・実施期間は適切か。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	計画期間を令和6年度～令和9年度、事業の実施を令和6年度としている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	施設の建築に伴う建築確認申請が必要となるが、着工前には申請を行う。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	総事業費 38,550 千円 内、施設改修費 38,550 千円 交付要望額 19,211 千円 交付限度額 総事業費×1/2=19,211 千円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化計画区域は、すでに市街地を形成している区域ではない。</li> <li>・計画区域内の農林地割合は、86%（総務省統計データ・農林業センサス・林地台帳）</li> <li>・計画区域内の農林業従事者割合は、18%（国勢調査 2020・農林業センサス 2020）</li> </ul>

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建築物については、建築基準に基づき耐震性を有する構造とし、十分な安全性を確保する計画とする。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	施設は、木造建築とする。

	<p>漁村総合交流促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	—	—	該当なし。
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。</p>	—	—	該当なし。
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。</p>	○	○	<p>交付対象となる施設は、木造の建物であることから、減価償却資産の対応年数は、20 年である。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか。</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○	○	<p>農山漁村振興交付金費用対効果算定要領に基づき、年効果額を作付け増加効果及び農畜産物加工効果、農林水産物販売促進効果により算定した。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○	○	<p>費用対効果分析による算定結果は、6.59 となっている。</p>
	<p>実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉛自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適</p>	—	—	該当なし。

	切に設定されているか。			
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○	○	<p>事業メニュー：地域連携販売力強化施設</p> <p>要件類別：交流対策事業</p> <p>事業内容：農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備</p> <p>事業主体：農林漁業者の組織する団体</p> <p>上記は、実施要領に定める要件等を満たしている。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○	○	<p>事業実施主体は、農林漁業者の組織する団体であり、個人に対する交付ではない。また、目的外使用のおそれはない。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○	○	<p>接道道路である国道 477 号線の通過台数、イベント実施時のアンケート調査による区域外来場者率等を踏まえ計画をたてている。</p> <p>また、地域内にある施設と連携し観光・グリーンツーリズム、農泊・農業体験を実施し、都市部の消費者に体験してもらうことでファンの獲得を図る。</p> <p>【添付：利用計画】</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	<p>活性化計画内においては、類似施設は存在しないが、町内西部に能勢町観光物産センターがあり、年間販売額 48,000 万円、年間来場者数 23 万人（令和 4 年度実績）となっている。</p> <p>能勢町観光物産センターの運営状況や現状の運営状況等を踏まえ計画をたてている。</p> <p>【添付：利用計画】</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	○	<p>当該施設は、大阪市、神戸市、京都市から 30km 圏内にあり、都市圏から訪れる層をターゲットにしている。また、利用時期については、通年営業を予定している。</p>
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連	○	○	<p>当該地区には、観光施設、農泊施設等があり、他施設との有機的</p>

	携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。			な連携をさらに進めていく。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○	○	地元野菜「けやきナス」の商品化やインターネットによる宣伝、新聞折込のエリア拡大等を進めていく。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	事業実施主体には、役員の構成員に女性が参画しており。雇用促進の観点も踏まえて女性の採用も予定している。 【添付：利用計画】
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○	○	既存施設と同等程度の規模とし、必要最小限の積算としている。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	建設・整備コストについては、事業実施主体が十分に調査し、実施設計時には、町において確認を行う予定。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○	○	附帯施設については、汎用性が高いものについては、対象外とするなど適正に計画している。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○	○	備品については、汎用性が高いものについては、対象外とするなど適正に計画している。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	整備予定地は、国道 477 号の沿道にあり、地域間交流の施設としては、好立地であることから高い集客効果が期待できる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○	○	建設予定地の所有者が能勢町東土地改良区であり、40 年間の土地賃貸借契約を締結する。 【添付：借地契約書】
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—	—	該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記 3 別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の③高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハ	—	—	該当なし。

	<p>ウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。</p>			
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。</p>	○	○	<p>整備する施設の延べ床面積は、125.18㎡を予定しており、1,500㎡以内となる。</p>
	<p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。</p>	○	○	<p>施設上限事業費 38,423千円（132.496㎡×290,000円）×1/2=19,211千円で算出している。</p>
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。</p>			
	<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。</p>	○	○	<p>当該区域内にある観光施設や農泊施設と連携イベントの開催等を計画している。また、観光案内所が隣接していることから、情報発信の場として利活用の拡充を図る。</p>
	<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。</p>	○	○	<p>地場産品の販売や地元農産物を使用した加工品の開発・販売を行うことで地元農産物の付加価値を高め、ブランド化をすすめるために必要な施設である。</p>
	<p>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。</p>	○	○	<p>施設は通年営業となるため、継続的に雇用することができ、所得の安定を図ることができる。</p>
	<p>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。</p>	○	○	<p>本施設内に加工施設を整備することから、地元農産物を使用した商品開発が可能となる。また、雇用に当たっては、現在女性を中心に雇用し運営を行っており、今後も女性の雇用を想定している。</p>
2-16	<p>事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。</p>	○	○	<p>資金調達及び償還については、事業実施主体の自己資金及び金融機関からの借り入れで行うことになっている。</p>

2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	建築工事は、事業実施主体による一般競争入札により実施し、競争性のあるものとする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。	/	/	/
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○	○	施設の維持管理については、適正に管理・運営を行う。維持管理費については、収支計画に計上し、中小企業診断士からの経営診断を受けている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○	○	事業実施主体が収支計画を策定し、中小企業診断士より経営診断を受けている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—	—	該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	○	○	重複申請なし。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○	○	地域の王産物の付加価値を高める目的であることから、生産振興を主たる目的ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—	—	該当なし。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 3 の別紙 2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること）。	○	○	優先採択ポイント：耕作放棄地の解消に向けた取組 農事組合法人 能勢けやきの里は、大阪府農業経営基本方針及び能勢町農業経営基盤強化促進基本構想の営農目標を満たす大阪版認定農業者組織である。

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。